

令和 8 年度 入園のしおり

重要事項説明書



高島市立高島こども園

重要事項説明書

1. 事業の目的について

高島市立高島こども園は、以下の運営方針に基づき、児童への教育・保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営の方針について

- ・ 入園する乳幼児及び幼児（以下「利用乳幼児」といいます。）の最善の利益を考慮し、保育を通してその福祉を積極的に増進することと最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・ 社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

3. 当園の概要について

名 称	高島市立高島こども園
所 在 地	滋賀県高島市野田1631番地
施設の種類	保育所型認定こども園
開設年月日	昭和35年 6月 1日
認可又は認定年月日	昭和35年 6月 1日
連 絡 先	電話番号 0740-36-0352
利 用 定 員	1号認定利用定員 15人
	2号認定利用定員 40人
	3号認定利用定員 15人
学 期	○1号認定のみ該当 1学期 4月 1日 ～ 7月31日 2学期 8月 1日 ～ 12月31日 3学期 1月 1日 ～ 3月31日
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、特別支援教育、障がい児保育、希望保育、土曜共同保育
自己評価の概要	職員による教育・保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	相談解決責任者、受付担当者、第三者委員を決め、保護者のご意見、ご要望に対応します。

4. 開園日・開園時間及び休園日について

	1号認定	2号認定(3・4・5歳児)	3号認定(乳児)
教育・保育 提供時間	【教育標準時間(1号)】 午前8時30分～ 午後2時30分	【保育標準時間(2・3号)】 午前7時30分～午後6時30分 【保育短時間(2・3号)】 午前8時30分～午後4時30分	
入園児一時 預かり保育・ 延長保育 (延長保育料 が必要です)	【教育標準時間(1号)】 午後2時30分～ 午後4時30分	【保育標準時間(2・3号)】 午後6時30分～午後7時00分	
		【保育短時間(2・3号)】 午前7時30分～午前8時00分 午後4時30分～午後7時00分	
開 園 日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日	
休園(業)日	・土曜日・日曜日・祝日 ・学年開始日 3月25日～4月6日 ・夏季休業日 7月21日～8月31日 ・冬季休業日 12月24日～1月6日 ・学年末・学年始休業日 3月25日～4月6日 ※夏休み・冬休み・春休みがあります。夏休みのみ一時預かりを実施しています(別途料金が必要です) (令和8年度)	・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) ※土曜日及び一部の期間を希望保育とさせていただきます。保護者の勤務時間や家庭の事情等によりあらかじめ申請ください。 ・土曜共同保育の利用については前月25日までに(休みの場合は前日まで)、翌月分の申請をお願いします ※土曜共同保育は静里なのはな園で提供しています。 ・3月末～4月初め、お盆休み、12月28日は、希望保育とさせていただきます。	

◎入園児一時預かり保育(1号)及び延長保育(2号3号)の利用は、通常の保育料の他に別途保育料が必要になります。新入園児につきましては、ステップ保育終了後からとさせていただきます。

5. 施設の概要について

敷地面積	7076.68㎡
建 物	鉄筋コンクリート造 1階建て 延べ床面積 861.48㎡
施設の内容	乳児室 2室、 保育室 3室、 遊戯室 1室 子育て支援室 1室 幼児用トイレ 2箇所 乳児トイレ 1箇所 遊戯室 140㎡、 調理室 35㎡、 職員室 27.5㎡ 調乳室 4.5㎡、 医務室 3.0㎡
設備の種類	冷暖房
安全保障	園児災害掛金、保護者安全会、 独立行政法人日本スポーツ振興センター
そ の 他	屋外遊戯場

6. 職員体制について (令和8年1月1日現在)

	常 勤	非常勤	合 計
園 長	1人		1人
保育参事	1人		1人
保育士	8人	7人	15人
保育補助		1人	1人
調理員	2人	2人	4人

7. 提供する教育・保育の内容について

当園は、高島市乳幼児保育・教育共通カリキュラムを踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの園児の発達を考慮した一貫した教育及び保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康・安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 年齢ごとに年間、月間、週間の保育計画を作成しています。

(4) お散歩コース・・・園庭以外にも、近隣にある神社や農道など園お散歩安全マップのコースでお散歩に出かけます。

8. 保育・教育目標

・心身の健康と情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の自立を養う。

・いろいろな生活経験を通じて豊かな情緒や創造性を培い、自律・協調などの社会性を身に付ける。

◎思いきり遊べる子ども

◎自分のことが自分でできる子ども

◎自分の思いを出せる子ども

◎人の話が聞ける子ども

◎思いやりのある子ども

【保育の特色】

広い運動場でのびのびと戸外遊びをしながら、園庭の畑で野菜の栽培や果樹の収穫、調理などの食育活動を特色とし、乳幼児期に必要な生活体験を豊かにできるように努めています。

9. 給食等について

(1) 提供方針

給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。

そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しています。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月末日ごろに翌月の献立表をお配りします。

(4) 食物アレルギー等の対応について

除去等が必要な場合は医師が記載の生活管理指導表や食物アレルギー給食の除去等申込書などを提出していただき、除去等の対応をさせていただきます。生活管理表は嘱託医と共有させていただきます。

(5) 衛生管理等

集団給食施設届出を滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）へ届け出ています。

調理室等のふき取り検査を実施しています。

栄養士、調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。冬季はノロウイルス検査も行っています。

10. 入園時に必要な書類等について

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

11. 当園と保護者の連絡について

- (1) 当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡ノート等を活用します。
（体温、食事、遊び、排便状況など）
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項等をお知らせします。クラスの様子はクラスだよりでお知らせします。

12. 保護者会について

保護者会は、当園と保護者が相互の連携を図り、諸事業（カンガルークラブ親子交通安全教室を含む）を実施することにより、健全な乳幼児の育成に努めることを目的として組織されています。入園と同時に保護者会に入会していただくとともに、役員は各クラス保護者より選出（立候補もしくは選挙）していただき、運営されています。

- ・年度初めに保護者会総会が開催されます。
- ・保護者会行事（親子カンガルークラブ・清掃作業等）

13. 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、後日お知らせします。

【嘱託医】

○ 内科

○ 歯科

名 称	おざさ医院	高島市民病院
医院長名	小篠 一彦	桐澤 知子
所在地	滋賀県高島市勝野 1727-3	滋賀県高島市勝野 1667
電話番号	0740-36-1511	0740-36-0220

（令和7年度の嘱託医です。変更となる場合があります）

(2) 身体計測

毎月1回、身長・体重の測定を行います。計測の結果については一人一人の成長記録とし、出席ノートに記載します。

(3) フッ化物洗口について

市内5歳児を対象に、口腔の健康作りのため、高島市歯科医師会や医師会、薬剤師会等の協力・連携のもと、希望されるお子さんに週2回フッ化物洗口を行っています。

※その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

14. 保育料等について

(1) 延長保育料、一時預かり事業利用料

延長保育、一時預かり事業の利用にあたっては、市が定める保育料（利用料）が必要になります。

(2) 保育用品の費用負担

道具箱、クレパス、はさみ、のり、カラー帽子（あひる組以上）、マーカーなど園で使用させていただく保育用品の費用は保護者負担となります。

※入園説明の時にお知らせしますので、申込書を提出ください。代金は別途集金させていただきます。購入品が華美になったり、持参いただいたものが取扱いにくかったりすることのないように、毎年一括購入をさせていただいておりますのでご協力をお願いします。

《 入園にあたり購入していただくもの 》 （令和8年1月現在の価格です）

・カラー帽子	（2歳児あひる組から）	992円
・はさみ	（年少児りす組から）	416円
・道具箱	（年少児りす組から）	480円
・クレパス	（年少児りす組から）	640円
・のり	（年少児りす組から）	208円
・マーカー	（年中うさぎ組から）	528円
・赤ショートパンツ	（年少児りす組から）	2,690円

《 園で購入するもの 》

- ① 出席ノート 年少児りす組から使用します。
- ② 連絡袋 全園児卒園するまで使用します。

(3) その他の経費（園児一人当たり）

- ・保護者会費 年間3,000円
- ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金
 年間 375円（市負担135円 保護者負担額240円）
- ・その他、遠足や行事等については、随時実費でいただくことがあります。

※ 上記は、R7年度の内容です。金額は変更される場合もありますのでご了承ください。

15. 利用の終了について

当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了します

- ・1号認定児及び2号認定児が小学校就学の始期に達した時。
- ・3号認定児保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時。
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた時。

16. 支給認定区分・住所等の変更について

(1) 支給認定区分の変更

・ 事実発生日(要件を有した又は無くした日)が変更申請日より前であっても、事実発生日にさかのぼって変更はできません。

ア) 1号認定から2号認定に変更する場合

提出書類:支給認定区分変更申請書・保育の利用を必要とする理由書・1号認定証
・事業従事の証明書又は申立書

イ) 2号認定から1号認定に変更する場合

提出書類:支給認定区分変更申請書・2号認定証

ウ) 就労時間等の変更に伴う認定区分(保育時間)を変更する場合

提出書類:支給認定区分変更申請書・保育の利用を必要とする理由書・保育の利用を必要とする理由書・事業従事の証明書・支給されている認定証

エ) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類:変更届

※ ア)、イ)、ウ)、エ)の提出書類は、いずれも高島市指定様式があります。提出先は、高島市役所内幼児保育課です。

※ 3号認定から2号認定に変更する場合は、年齢到達で認定区分が変更になるため、高島市より自動的に新しい認定証(2号認定証)が送付されます。

※ 保護者の勤務先、その他家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

17. 賠償責任保険の加入について

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)
- ・滋賀県保育協議会(園児災害共済、保護者安全会)

18. 緊急時の対応方法について

園児の容体に変化等があった場合は、個人票であらかじめ保護者が指定された緊急連絡先へ連絡したうえで、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。なお、保護者と連絡が取れない場合でも、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の嘱託医等の医療機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

19. 非常災害時の対策について

(1) 自然災害、火災その他の対応

月1回以上の避難訓練および消火訓練を行い、園児の安全に対し万全を期すこととします。また、高島市消防本部に消防計画を提出し防火管理に努めます。

(2) 台風、豪雪時の対応

午前7時の時点で市内に「暴風を含む警報」や「特別警報」が発令されている場合は休園となります。(教育委員会の取り扱いに準じます。また、保育中に発令された場合も状況により休園となりますので、園までお迎えをお願いします。)

(3) 緊急の場合の保護者への連絡

高島市防災行政無線ならびに当園の連絡メール等でお知らせします。メールの受信登録をお願いします。

(4) 火災、地震、事故、事件等で園舎の使用が困難と判断した場合の対応

「高島子ども園防災マニュアル」により下記のとおり避難します。

※市指定の広域避難所[地震・風水害・原子力災害]に避難します。

消防計画作成 届出書	高島市消防本部 令和7年4月1日			
	防火管理者	氏名 木下 育美		
避難訓練	火災及び地震・水害、不審者・バス乗車中の緊急避難等を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	バス安全装置 有 自動火災報知機 有 煙感知器 有 ガス漏れ報知機 有 非常警報装置 有 その他(カーテン・敷物の防災処理) 有			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	高島学園体育館

20. 要望・苦情等に関する相談窓口について(令和7年度)

(1) 受付担当者

氏名 木戸 志絵 (役職:保育参事) TEL 36-0352

(2) 解決担当者

氏名 木下 育美 (役職:園長) TEL 36-0352

(3) 苦情解決第3者委員

氏名 高島 成弘(前安曇川公民館長)

氏名 三矢 艶子(前教育委員・市人権擁護委員)

(4) 受付方法

面接・文書などの方法で受け付けます。ご意見箱が玄関にあります。

(5) 上記以外の相談・苦情窓口

高島市役所子ども未来部 幼児保育課 電話番号 0740-25-8037

21. 個人情報の取扱いについて

園児ならびに保護者等に係る個人情報の取り扱いについては、その重要性を認識し、公正で円滑な業務の推進を図るため、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係法令に基づき適正に行います。

(1) 園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けた個人情報、高島市子ども未来部幼児保育課から取得した入園等に関する個人情報を円滑な園運営や保育活動以外の目的で使用することはありません。

(2) 園児が就学や転園をする際、兄弟姉妹が別の施設に在籍されている場合等において、必要な連絡調整や円滑な移行・接続を図るために、園児とその保護者の情報を必要最小限の範囲内で就学先や転園先と共有する場合があります。

また、法律に基づき、就学先となる小学校へ「認定こども園園児指導要録」を送付します。

(3) 以下の場合には必要に応じて園児やその保護者に関する情報を関係機関へ提供します。

・事故、災害等の緊急時の際の安否等にかかる情報

・児童虐待に関する情報

・法令に基づく犯罪捜査等への協力

・園の活動を知っていただくため、園だより、クラスだより、園内向けのスライド等で、園児氏名や園児の写真を掲載することがありますのでご理解とご協力をお願いします。掲載されるとご都合の悪い方は、事前に担任までお知らせください。

また、園外においても、事前に保護者の同意を得た上で、市広報誌やホームページ、教育・保育研究資料などで写真や名前を掲載させていただくことがあります。

・入園式、卒園式などで保護者に配布する園児名簿、クラスだより、保護者会等で知り得た情報を共有するのは、ご家族や関係者間のみとしていただき、第三者へ提供しないようにしてください。

22. 園児の人権擁護について

児童福祉法第 25 条の規定に基づき、要保護児童を発見した場合、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告する義務が定められています。不審な傷やアザを発見した場合、お問い合わせさせていただくことがあります。

また、職員は、園児の人権擁護、虐待防止等のための研修や不適切な保育を予防するための研修等も実施しています。

23. 当園におけるその他の留意事項について

虐待対応	虐待をうけたと思われる子どもを見つけた時、速やかに、市役所こども家庭センター(25-8517)・児童相談所全国共通ダイヤル(189)に連絡する義務があります。連絡は匿名で行うことも可能ですし、連絡者の身元を明かすことはありません。園に相談いただいても構いません。 園でも、明らかに虐待と疑われる時は、速やかに専門機関に通告することが法律で義務付けられています。子どもの安全を最優先し、できる限りの支援をしていきたいと思います。
喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24. 保育 ICT システムについて

当園では、保育士の事務仕事の効率化や保護者の皆様の利便性を向上させることを目的として、下記のシステムを導入しています。

また、運用に際して必要な個人情報(保護者氏名・園児名・性別・生年月日・電話番号等)を運営会社へ提供いたします。

システム名	K i d s V i e w (キッズビュー)
運営会社名	日本ソフト開発株式会社(滋賀県米原市米原西 23 番地)
内容	・園児登降園管理(登降園管打刻、出欠連絡) ・園保護者間連絡(お便り配信、アンケート、連絡帳、緊急連絡等) ・その他園運営に必要な機能(身体計測、乳児睡眠チェック等)

25. 園生活について

(1) 園生活の一日

(短)短時間認定 (標)標準時間認定

※目安の時間です

0～2歳児(3号認定)	時刻	3～5歳児 保育園(2号認定)	3～5歳児 幼稚園(1号認定)
早朝保育	7:30	早朝保育	
	8:00	●バス発	
○登園	8:30	○登園・持ち物の始末	
○好きな遊びをする		○好きな遊び	
		○体操	
○おやつを食べる	10:00	○朝の会	
		○季節や発達に応じた遊びや活動	
○好きな遊びをする		・片付け	
○給食を食べる	11:30	○給食を食べる	
・食事、後片付け		・準備、食事、後片づけ、歯磨きをする	
○昼寝をする			
	13:00	○3歳児(2号認定) ○3歳児(1号認定)	
		・通年昼寝	・体休め
			・好きな遊びをする
	13:00	○4・5歳児(2号認定) ○4.5歳児(1号認定)	
		・夏季昼寝あり	・好きな遊びをする
			・帰りの会
		にこにこタイム	きらきらタイム
	14:00		●バス発
○おやつを食べる	14:30	○おやつを食べる	★降園終了
○好きな遊びをする			(一時預かり)
		○降園準備	↓
○降園準備	15:30	●バス発	
★降園終了(短)	16:30	★降園終了(短)	
○延長保育(短)		○延長保育(短)	
★延長保育(標)	18:30	★延長保育(標)	
○降園終了	19:00	○降園終了	

(2) 一年間の主な行事

【春】入園式、健康診断、春の園外保育、夏野菜苗植え、里山遊び体験(5歳児)

【夏】プール遊び、七夕、デイキャンプ(5歳児)

【秋】運動会、芋ほり、焼き芋会、秋の園外保育、冬野菜の苗植え、里山遊び体験(5歳児)

【冬】餅つき、クリスマスパーティ、節分、一日入園、発表会、卒園遠足、お別れ会、卒園式

《年間》お誕生会、身体計測、避難訓練、カンガルークラブ、食育活動、本の森探検(3・4・5歳児)、キッズサッカー(4・5歳児)、保育参加、育児講座等

(3)ステップ保育について

新入園児のお子さんに安定して園生活スタートしていただくため、慣れるまで概ね4日間程度は短縮保育(給食を食べて降園)とさせていただきます。また、ステップ保育の期間は、お子さんの様子を見ながら保護者の方と相談しながら延長する場合がありますので、ご協力をお願いします。この間は、給食を食べた後に降園します。

(4)延長保育等について

①延長保育(2・3号認定児)

・朝、夕の延長保育を利用される場合、延長保育利用申請書(1号認定の方は一時預かり保育利用申請書)を利用月の前月の25日までに提出をお願いします。

(2号・3号 短時間認定 7:30~8:00、16:30~19:00)

(2号・3号 標準時間認定 18:30~19:00)

※やむを得ず急な利用の場合でも、必ず連絡をしてください。

②一時預かり事業(1号認定児)

教育標準時間を超えた時間や長期(夏季休業日)の預かりを行います。

(平日 14:30~16:30)

(夏季休業日 利用時間帯により、利用料が異なります。)

③土曜共同保育(2・3号認定児)

・土曜日に家庭での保育が困難な場合は、希望保育を実施します。(バス運行・給食なし)

・利用される場合、土曜共同保育申請書を利用月の前月の25日までに提出をお願いします。

・静里なのはな園で、土曜共同保育を提供しています。

(5)通園について

・通園バスを利用される方には、後日バス時刻表を配布します。

・通園バスを利用できる年齢は、「満3歳の誕生日」からとしています。

・必ず決められたバス停で乗降してください。やむを得ず変更となる場合は、当園まで連絡をしてください。また、バスを利用されない場合は、朝は8時00分までに連絡をいただくとともに、9時までに登園をお願いします。なお、1号認定の降園バスは13時45分、2号認定児の降園バスは15時30分までに当園まで連絡をしてください。

・9時30分までに連絡がなく、登園されていない場合は、危機管理上、園より連絡を入れさせていただきます。

・通園バス降車の際に保護者の迎えのない場合は、園児は降車せず園まで連れて帰りますので園まで迎えをお願いします。

・バス停や園までは、必ず保護者が付き添い送迎してください。

・3歳児未満およびバス通園以外の方は、直接保育室までお子さんの送迎をお願いします。

・送迎の自家用車は園児の安全確保のため、当園舎東側の駐車場に駐車し、その他の場所には駐車しないでください。

・防犯安全面の関係で園児の送迎は保護者(成人)の方をお願いします。未成年の方がバス停留所までお迎えに来ていただいた場合は、園児は園まで連れて帰ります。また、園に迎えに来られる場合も保護者や親族の成人の方をお願いします。

・園バスは園外保育など通園時以外にも利用することがありますので、「バス利用に関する誓

約書」の提出をお願いします。

・災害時や道路整備等で通園バスの安全運行が不可能と判断された場合は、送迎をお願いするか、通行可能な道路（主要幹線道路）まで出ていただく場合があります。

・園児の安全面等の観点から、往復の乗車時間がおおむね 30 分程度となる範囲とします。

(6)服装・持ち物について

【 服 装 】

・通園時には、園指定のカラー帽子をかぶって登園してください。(あひる組以上)

ひよこ組のお子さんは、ご家庭で頭の大きさにあった帽子(あごひも付き)を用意してください。

・服装は、お子さんが着脱可能で安全に活動しやすいものを着用させてください。(背ボタンのもの、ワイドパンツ、スカート、スカート付きズボン、フード付きの服《防寒具を含む》、タイツなどお子さんが扱いにくいものは、避けてください。)

・冬期に使用する手袋、マフラー、ネックウオーマーについては、送迎時のみ使用していただき、園では使用しません。(手袋等雪遊びで必要な場合は、お知らせします。)

・靴は、履きやすく、運動しやすいもの(足のサイズに合ったもの)を履かせてください。サンダル、クロックス等は、安全上履かせないでください。(晴れた日の長靴は、活動に支障をきたすため避けて下さい。)

・髪の毛をくるぐも等は、帽子がかぶりやすいものをお願いします(※飾り付きのゴム等は控えてください)。ピン、カチューシャ等は、安全上使用は控えてください。

【 持 ち 物 】

園に置いておくもの

◎着替え(上下一式を3組、下着、靴下、汚れ物を入れるナイロン袋 3 枚程度)

・園で預かりますので、布袋に入れて持たせてください。

・衣類等汚れた場合は、ナイロン袋に入れて持ち帰りますので、翌日必ず補充して持たせてください。(ナイロン袋にも記名をお願いします。)

・園のパンツをお貸しする場合は、衛生上、新品のパンツを提供しますので、借りていただいた場合は、新品のパンツを園に戻してください。(状況等に応じて着替え袋を持ち帰りますので、着替えの数量や気候に応じた衣類の確認・補充をして持たせてください。)

・オムツが不足した場合は、園の物を提供しますので、その場合は新品の物を園に戻してください。

◎上靴袋、上靴

・下履きと区別しやすいよう白ベースの靴を履かせてください。

・毎日の朝の体操や運動教室など体を動かして遊びますので、足にぴったりと合う物をお願いします。

・いずれも 0・1・2 歳児は不用です。

◎ティッシュ(箱入り)

※ 個人ではなくクラスで共有しながら使用しますので、記名不要です。

◎お昼寝用布団一式

・掛布団、敷布団の他に、夏はタオルケット、冬は毛布を使用します。(枕はいりません。)

※お昼寝布団は毎週週末に持って帰っていただき、日光干しや、シーツの洗濯をしてください。バスへの積み込みはできません。

※5 歳児の保育認定2号のお子さんも夏季はお昼寝をします。

◎**ぞうきん**(テーブルを拭きますので新しいものをご準備ください。記名は不要です。)

準備しておいていただくもの

○**体操半ズボン**(年少児りす組以上児対象)

園外保育や運動遊び等で着用しますので、使用する時は、園からその都度お知らせします。

毎日の持ち物 …共通

- ・必要に応じて名前の横にお子さんがわかりやすいようにマーク(大きすぎないワッペンなどの目印)をつけてください。
- ・通園カバンには、安全のためキーホルダー、お守り等はつけないでください。

毎日の持ち物 …各年齢

乳児共通

- ・紙オムツ1枚1枚に記名し、使用した枚数分を翌日に持たせてください。
- ・おしぼり、おしり敷きタオル、食事用エプロン、ナイロン袋・手拭きタオルは、毎日洗濯し清潔にして持たせてください。

0・1 歳児…ひよこ組

- ・次の持ち物が入るかばん(トートバックやマザーズバックなど)
- ・連絡ノート(連絡袋に入れてください) ・手拭きタオル(かけひも付き)
- ・水筒(ストロー式)肩ひもは使用しませんので、お家に置いておいてください。
- ・おしぼり(乾いたもの3枚をお願いします)
- ・使用したおしぼりを入れるナイロン袋もご準備ください
- ・おしり敷きタオル、おしり敷き用袋、オムツ5枚、おしりナップ
 - ※フェイスタオルを半分にたたんで縫い合わせてください。(別紙参照)
 - ※「おしりしき」とわかるように記入してください。
- ・食事用エプロン3枚(別紙の通りお願いします)※市販でもあるので手作りでもよい。
 - ※ミルクが必要な場合は、園で飲む回数分の哺乳瓶を持たせてください。
 - ※食事用スプーンは、園のものを使用します。

2 歳児…あひる組

- ・通園カバン ・連絡ノート(連絡袋に入れてください) ・手拭きタオル(かけひも付き)
- ・水筒(ストロー式)肩ひもは使用しませんので、お家に置いておいてください。
- ・おしぼり(乾いたもの3枚をお願いします)
- ・おしぼり入れ(使用したおしぼりを入れるナイロン袋もご準備ください)
- ・おしり敷きタオル(紙オムツやパンツ着脱時に使用します) おしり敷き用袋、おしりナップ
 - ※フェイスタオルを半分にたたんで縫い合わせてください。(別紙参照)
 - ※「おしりしき」とわかるように記入してください。
- ・食事用エプロン(別紙の通りお願いします) ※市販でもあるので手作りでもよい。
 - ※食事用スプーンは、園のものを使用します。
- ・避難用の置き靴をお願いします。

幼児共通

・手拭きタオルやコップ・歯ブラシセット、水筒、お箸、スプーンは、毎日洗浄し清潔にして持たせてください。

3歳児…りす組

- ・通園カバン ・手さげ袋
- ・連絡ノート } 連絡袋に入れてください。
- ・シール帳
- ・手拭きタオル(かけひも付き)
- ・水筒(肩ひも付きのもので、ストロー式)
- ・スプーン・フォークのセットを巾着袋に入れて持たせてください。

※お箸、コップ・歯ブラシセットは、状況を見ながら、担任より連絡しますので入園後しばらくは使用しません。

4歳児…うさぎ組、5歳児…ぞう組

- ・通園カバン ・手さげ袋
- ・連絡ノート } 連絡袋に入れてください。
- ・シール帳
- ・ハンカチ(2枚)
- ・ハンカチ入れ(使用したハンカチを入れるナイロン袋もご準備ください)
- ・コップと歯ブラシセット(布巾着袋に入れてください)
- ・水筒(肩ひも付きのもので、コップ式)
- ・お箸(布巾着袋に入れてください。献立により、スプーンを持たせてください)

※ 全ての持ち物、服装にひらがなで大きく名前を書いてください。

(7)健康管理について

・体調の悪い時(熱・咳・下痢・嘔吐・食欲不振等)は、家庭で休養を取るようにしてください。

(場合によっては、早めに医療機関で受診してください。)

・保育中に体調が悪くなった時、発熱・下痢・嘔吐・伝染性の病気の疑いのある時は、お子さんのお迎えをお願いします。登園後、発熱または体調に異常があった場合は、個人票に記載の連絡先に連絡させていただきます。緊急連絡先は必ず連絡のとれる電話番号をお知らせください。

・伝染病(インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ等)と診断を受けた時は、感染拡大を防ぐため、すぐに園に連絡していただき、医師の許可が出るまでお休みをしてください。(資料参考)

・園児の予防接種後は、異変が起こることがありますので、家庭での保育をお願いします。

※ 園児の健康管理のため、内科健診・歯科検診を年2回、検尿検査を年1回行っています。

(欠席された場合は、後日受診をお願いします。)

(8)園での投薬について

・原則園では投薬することができません。

別紙「園での薬の使用について(お願い)」をご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

やむを得ず投薬が必要な場合は、「投薬依頼書」の提出が必要です。

① 投薬について

- ・事前に医師に相談し、園での投薬が必要と指示があった場合「投薬依頼書」と「投薬チェックカード」を提出してください。
- ・「座薬および解熱剤」や「吸入薬」「気管支拡張剤」は、薬の性質上、園では投薬できません。

② 薬について

- ・医師から処方された薬のみとし、市販薬や自家製薬、本人以外の薬は投薬できません。
- ・投薬する日に、薬一回分を持参してください。
- ・粉末薬は、ジュースやミルクに溶かさなくて、粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は、一回分を取り分けて持参ください。
- ・気管支拡張テープ(ホクナリンテープ等)は、できるだけ登園時は貼らないようにお願いします。やむを得ず貼ってこられる場合は、安全上はがれないようにしていただくとともに、その旨連絡ノートに記入をお願いします(貼ってある部位を詳しく伝えてください)。
- ・薬を入れた容器や袋には、必ずお子さんの名前をご記入ください。
- ・以前に処方された薬や家族の薬などは投薬できません。

資 料

感 染 症 の 登 園 基 準 一 覧 表

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
新型コロナウイルス		発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快し後1日を経過するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日間を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から解熱後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあっては、3日を経過するまで)
風 し ん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結 核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・充血などの症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから

百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）		症状がはじまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

※「保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年 3 月改訂版」こども家庭庁2023年5月一部改訂による。いずれの疾病も、出席停止解除は医師の判断が必要です。